

入札参加資格登録(工事)業者 様
入札参加資格登録(工事関係委託)業者 様

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

「工事及び設計業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」の廃止について(通知)

日頃より本市発注の工事及び工事関係委託業務の施工、入札契約手続きにつきまして、ご理解・ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する法律上の位置づけが、5類感染症に変更されたことに伴い、国、県の対応に準じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる費用については、設計変更の対象としないこととしましたのでお知らせします。

記

1. 廃止する通知

(1)「工事及び設計等業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用の計上について」(令和2年5月15日付 2契第183号)

(参考)設計変更の対象としていた感染拡大防止対策に係る費用

〈共通仮設費〉

- ア 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- イ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ウ その他感染防止対策のために必要と認められる対策に係る費用
※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

〈現場管理費〉

- ア 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- イ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ウ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費
- エ その他感染防止対策のために必要と認められる対策に係る費用
※いずれも、その後の積算に一般管理費率による計算の対象外とする。

2. 廃止に係る適用時期

- ・令和5年6月12日以降に入札公告する工事等から適用する。
- ・令和5年6月12日以前に入札公告している工事等については、費用計上等の協議対象とする。